

県道光上関線 上関大橋の通行規制について

上関大橋については、11月18日（水）から通行できる車両を制限して片側交互通行を実施しているところですが、12月22日（火）午前10時から通行規制を緩和することとしたのでお知らせします。

車両総重量が8 t を超え14 t 以下の車両は通行証が必要です。

通行証は柳井土木建築事務所が自動車検査証（車検証）を確認の上発行します

○申請に必要な書類

- ・ **自動車検査証（車検証）の写し**
- ・ 申請様式はありませんが、住所、氏名及び連絡先（電話番号）を記載したもの

○申請方法

①持参、②郵送、③ファックス、④電子メール

○申請先及び受渡し場所

山口県柳井土木建築事務所総務課

〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3

電話：0820-22-0396

ファックス：0820-23-4666

電子メール：a18104@pref.yamaguchi.lg.jp